

2014 年（平成 26 年）7 月 31 日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

大阪府生活協同組合連合会 理事会

集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定に反対し、撤回を求めます

7 月 1 日、政府は、日本国憲法第 9 条の解釈を変更して、他国に対する武力攻撃に対しても、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。

集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていなくても、密接な関係にある他国への攻撃に対し、武力を行使するものであり、先の大戦の後、一貫して平和国家として歩んできた日本の国のあり方を大きく変えるものです。

このように、平和主義を柱とする日本国憲法の基本原理に関わる重大な変更について、政府・与党だけの議論で閣議決定を行うことは、憲法 99 条に規定する憲法尊重擁護の義務等、政府の統治を憲法に基づき行う立憲主義に反するものです。

新 3 要件についても、国会答弁からは、解釈により多様に適用される懸念があり、とても歯止めになるとは思われません。まして、武力の行使は、憎しみの連鎖を招き、国民の命と平和な暮らしを更に脅かす事態も生じかねません。

国際社会において高い信頼と評価を得ている平和国家としての歩みを止めることなく、恒久平和主義に基づく行動を貫くことが、国際社会の平和と安定に貢献するために日本が取るべき立場です。

当連合会は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対し、その撤回を求めます。そして今後の関連法案の改正に反対します。